

飯塚市乳児等通園支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市乳児等通園支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、乳幼児及び児童の福祉の増進を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設のうち、国又は地方公共団体以外の者が運営する保育所、認定こども園及び幼稚園(以下「私立保育所等」という。)が実施する乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第64号。以下「法」という。)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるものほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、法第34条の15第2項の認可を受けて乳児等通園支援事業を実施する私立保育所等の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について(令和7年3月31日付けこ成保第257号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)に基づき実施する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業者が事業において受け入れた次の各号に掲げる子どもの年齢に応じ、当該子どもの事業の利用1回ごとに当該各号に定める額を乗じて得た額の合算額とする。

- (1) 0歳児 1人につき1時間当たり1,300円
- (2) 1歳児 1人につき1時間当たり1,100円

(3) 2歳児 1人につき1時間当たり900円

2 前項の子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を前項各号に定める額に加算する。

(1) 障害児(次号に該当する者を除く。) 1人につき1時間当たり400円

(2) 医療的ケア児(日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をい。) 1人につき1時間当たり2,400円

(3) 国実施要綱3(7)②ア(ウ)の要支援家庭のこども(前2号に該当する者を除く。) 1人につき1時間当たり400円

3 次の各号のいずれかに該当する第1項の子どもの保護者に対し、補助事業者が自己負担額を減免した場合は、当該各号に定める額と国実施要綱5の規定により補助事業者が設定した額(給食代等の実費徴収額を除く。)とを比較していざれか少ない方の額を第1項各号に定める額に加算する。

(1) 事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合 子ども1人につき1時間当たり300円

(2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(前号に該当する場合を除く。) 子ども1人につき1時間当たり240円

(3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である場合(前2号に該当する場合を除く。) 子ども1人につき1時間当たり210円

(4) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、当該世帯の児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、事業に係る費用の負担を軽減することが適当であると認められる場合(前3号に該当する場合を除く。) 子ども1人につき1時間当たり150円

4 第1項の補助金の額は、事業を利用した者の1回当たりの利用時間が1時間以下である場合はこれを1時間とし、1時間を超える場合は30分(利用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。)を単位として算出するものとする。この場合において、当該利用時間の端数を30分としたときの当該端数の部分に係る単価は、

前3項に定める額の2分の1の額とする。

5 事業を利用しようとする者が当日に利用を取りやめた場合は、当該者が予約をした時間を事業の利用時間とみなす。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、乳児等通園支援事業が完了したときは、補助金実績報告書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金確定通知により交付決定者に通知するものとする。

第9条 申請書その他この補助金の交付のために用いる様式は、別に定める。

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。